平成２２年度　明石ポンプ場ポンプ更新工事

仕　様　書

平成２２年１１月

富　谷　町　上　下　水　道　課

工事番号	

調査 平成 年 月 日	富谷町役場	設計者	検査者

町長		助役		収入役		財政課長		主管課長		課長補佐		担当			

線筋 黒川郡富谷町明石地内

平成22年度明石ポンプ場ポンプ更新工事　仕様書

一金　　円也

工費　　円

内消費税相当額　　円

工期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 日間

起工事由

施工方法其他

請負

富谷町

NJP40－52.2M 0.2㎥／分　34.5m か同等品	
200V全閉屋外モーター	
○既設給水ユニットのポンプ及び圧力タンクの更新。	
○既設ポンプ制御盤を流用する。	
○既設配管の撤去	
○ポンプは交互交換し断水はしない。	

本　工　事　費　内　訳　書

費　　目	工　　種	細　　別	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
更新工事							
	使用機器費		式	1.0			第1号明細表
	消耗品費		式	1.0			
	工事費		式	1.0			第2号明細表
	既設機器処分費		式	1.0			
	直接工事費計						
	共通仮設費		式	1.0			
	現場管理費		式	1.0			
	諸経費		式	1.0			
	合計						

富　　谷　　町

	改め						
	消費税相当額						
	請負工事費						

第1号明細書　　使用機器費　　1式当

名　　称	単位・数量	単　　価	金　　額	摘　　要
新規ポンプ NJP40-52.2M0.2 ㎥/分34.5mか同等品	台 2			
圧力タンク39L	台 1			
圧力スイッチ SNS－C106Q	台 1			
圧力スイッチ SNS－C103Q	台 1			
SUSフレキシブルパイプ 24Aユニオン式	台 1			
急閉逆止弁 SUS40A 10K	台 2			
ボール弁 SUS 25A 10K ネジ込	台 1			
配管用ステンレス鋼管 SUS－TP40AASCH20S 4m	本 1			

名　　称	単位・数量	単　　価	金　　額	摘　　要
溶接継手 異径チーズ 40A×25A 20S SUS304W	個 8			
溶接継手 90° (ショート)40A 20S SUS304W	個 10			
差込フランジ 40A 10K FF SUS304W	個 4			
EPDMパッキン 10K 40A	枚 4			
ボルト ナット ワッシャー 40A フランジ用 SUS	セット 4			
小配管 SUS	式 1			
ポンプ架台	箇所 2			
計				

第2号明細書	、 工事費			1式当り
名　　称	単位・数量	単　　価	金　　額	摘　　要
配管工	人			撤去含む
据付工	人			撤去含む
電工	人			撤去含む
機械経費	式 1			第1号代価表

名　　称	単位・数量	単　　価	金　　額	摘　　要

第1号代価表　　機械経費　　1式当り

名　　称	単位:数量	単　　価	金　　額	摘　　要
クレーン月トラック （4t車－2.9t吊）	2台			
発電機　25KVA	2日			
溶接機　（アルゴン）	2日			
ネジ切削費　100V	2日			
工具、雑材消耗品	2日			
燃料	30L			
計				

第2号代価表　　1式当

名　　称	単位:数量	単　　価	金　　額	摘　　要

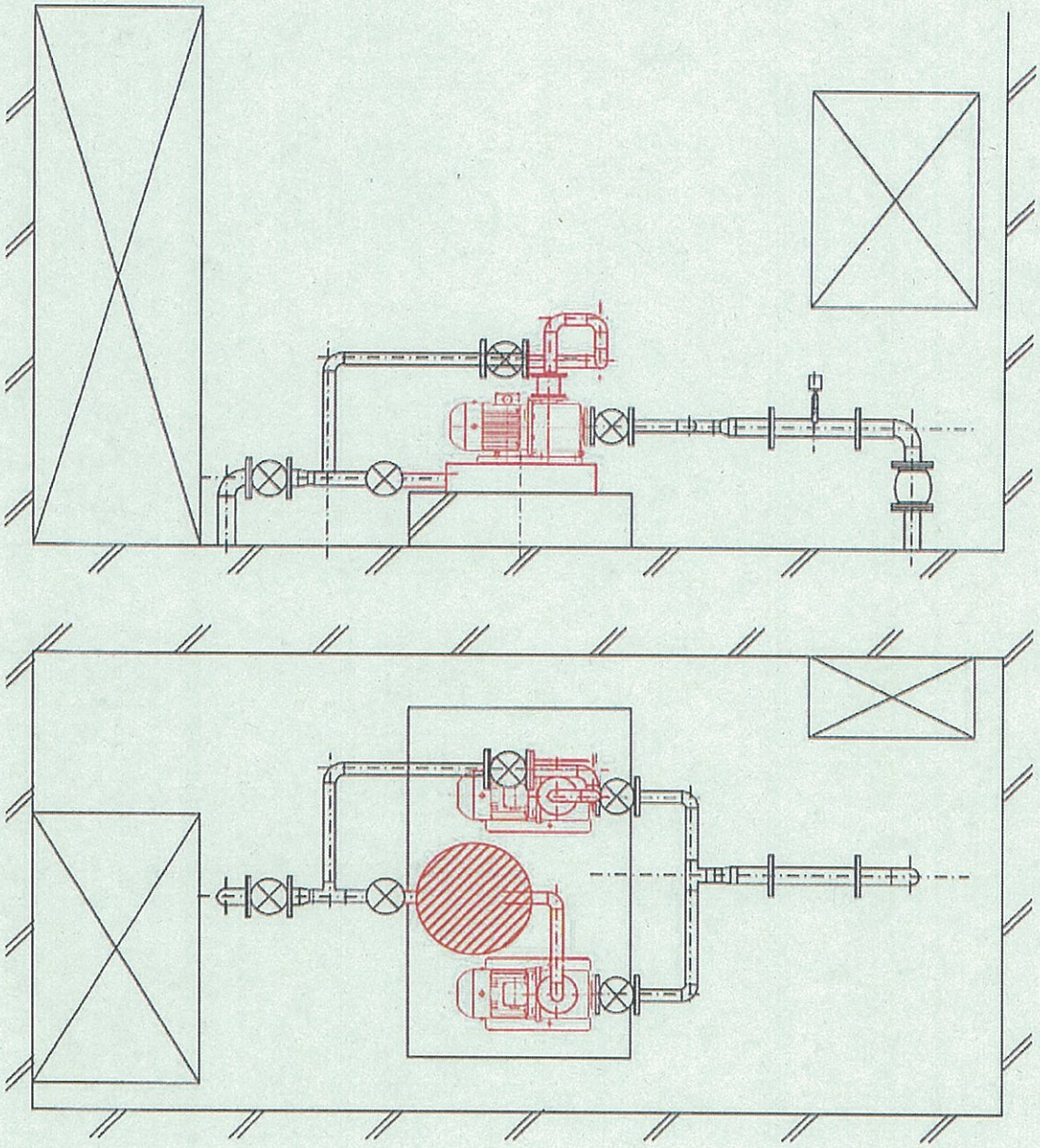

赤線部が交換対象箇所となります。

平成２２年度　明石ポンプ場ポンプ更新工事

特　記　仕　様　書

平成２２年１１月

富谷町上下水道課

第１章　　総　　則

第１節　　一般事項

１．１．１　適　　用

本設備工事は、平成２２年度明石ポンプ場更新工事に適用するものである。

１．１．２　手　続　き

本工事請負人は関係諸官庁、東北電力、日本電信電話株式会社等に対して必要とされる一切の申請、手続き等を遺漏なく行い、常にこれらと密接な連絡えお保ち施設運営に支障をきたすことのないようにしなければならない。

１．１．３　法令、条例等の適用

この工事の関係ある法令、条例等はよくこれを遵守し必要な届出、手続き等を行う。

＜準拠規格＞

本施設に使用する機械材料は、下記の現行標準規格等に準拠するものとする。ただし、特に指定のある場合はこの限りではない。

（１）電気事業法
（２）電気設備技術基準
（３）内線規程
（４）電力会社電気供給約款
（５）電気用品取締法
（６）日本工業規格（JIS）
（７）電気規格調査会標準規格（JEC）
（８）日本電機工業会標準規格（JEM）
（９）日本電線工業会標準規格（JCS）
（10）日本水道協会規格（JWWA）
（11）建築基準法
（12）公衆電気通信法
（13）労働安全衛生法
（14）その他法令、規格

１．１．４　実施工程表及び施工計画

着工に先立ち、実施工程表及び施工計画書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。

なお、実施工程表及び施工計画書に変更が生じたときは、速やかに監督員に申請し、承認を受けることとする。

１．１．５　承諾図の提出

本工事で使用する機器及び製作図については、製作前に外形図、組立図、配管図、配線図等仕様を記した承諾図を提出し、承認を受けなければならない。

承　諾　図

（ア）各機器外形寸法図
（イ）結線図および接続図
（ウ）機器配置図、据付図
（エ）施工図

１．１．６　主任技術者

この工事契約後、請負人は主任技術者および工事現場代理人を定めて係員に届けなければならない。

１．１．７　変更及び軽微な変更

（１）変更及び施工上必要とあれば、実施工事図を提出して係員の承認を得て変更することができる。

ただし、これは仕様書及び設計図書の範囲内とする。

（２）工事施工中に構造物、機器設備等の関係でおこる器具の位置、配管路等の軽微な変更は請負金額に増減なく施工すること。

１．１．８　機器、材料の検査

（１）本工事で使用する機器及び材料等の検査を要求したときは、請負人は遅滞なくこれに応じなければならない。また検査に必要な準備、処置等を取ること。

（２）主要機器のうち、町が指定するものについては、工事立会検査を行う。

１．１．９　施　　工

（１）本工事は、本仕様書および設計図書に示された機能を安全に発揮させるよう施工するものとする。

なお、本仕様書および設計図書に明記されていなくても、法規上または機能のために当然必要なものは請負者の責任において施工するものとする。

（２）請負者は、本仕様書および設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、監督員と協議し、監督員の決定に従わなければならない。

（3）請負者は、工事施工上必要に応じて機器の据付位置及び据付方法、配線等を記した施工図を提出し、承認を受けたのち施工すること。
（4）工事施工の際は、建物その他を棄損しないように注意し、万一棄損してしまった場合は監督員の指示に従い、速やかに復旧しなければならない。また、工事施工上必要な、壁、床等の穴あけは、建物、構造物の強度を減ずることのないよう最小限にとどめ、その復旧は同一材料を以って行うこと。
（5）本工事の施工に当り,他の工事との取り合いとなる箇所は監督員の指示に従い、各工事の請負者間で充分協議し、工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

1．1．10　安全衛生管理

（1）本工事の施工にあたっては、安全衛生管理に関する諸法令を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の策を講じ安全責任者を定めて管理しなければならない。
（2）本工事現場は、公共の水道施設建設現場であるので、環境衛生には充分注意し、不用の場所には立入らないよう特に注意すること。

1．1．11　試験調整

現場の据付工事、配管、配線工費等の完了後、監督員の立会いのもと各機器設備の単体試験及び総合試験を行い、設備全般の機能が発揮できるように調整しなければならない。

1．1．12　施工検査及び受渡し

（1）本工事の完成にあたっては関係官公署及び電力会社等の検査を終了し、これ等に合格した後に竣工検査を行う。なお、竣工検査の際には機器類その他の試験成績表を提出するものとする。
（2）竣工検査において補修、手直しその他指摘された事項については、速やかに改善し、再検査を受けるものとする。
（3）本工事の引渡期日は、上記竣工検査に合格した後とする。

1．1．13　保証期間

本工事の保証期間は引渡し完了後１ヶ年とする。
なお、保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による故障が発生した場合は、請負者は、無償にて故障部品の取替または故障箇所の修理等をなさねばならない。

1．1．14　運転その他の技術指導

工事完了後、本工事にて設備せられた機器類の運転操作および保守等について当町の定める職員に対し、必要な技術指導をおこなうこと。

１．１．15　完成図書

請負者は、工事完了後次の図書を整備の上提出すること。

（１）施設設備完成図書（製本）　１式
（２）主要機器取扱説明書（製本、ファイル）　１式
（３）工事写真　１式
（４）各種試験成績表（製本）　１式
（５）官公署他提出書類控　１式

１．１．16　負担金

電力会社及び日本電信電話株式会社に対すいる外線工事負担金は町の負担とする。ただし、専用回線の施設設置負担金は本工事に含むものとする。

１．１．17　材料の保管

本工事に使用する機器、材料の現場における保管の責任は請負人にあるものとする。

第２章　仮設工事

１．２．１　仮設物

（１）請負人詰所、工作小屋、材料置場、便所等の仮設物を設ける必要のある場合は、設置位置その他について監督員の承認を受けなければならない。
（２）火を使用する場所、引火性材料の貯蔵所はなるべく建築物及び仮設物から隔離した場所を選び、関連法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料でおおい、消火器を設備することとする。
（３）工事用足場等は、堅牢、安全に架設し常に維持管理に注意を払うこと
（４）工事終了後は、速やかに工事仮設物を処分若しくは撤去し、清掃をしなければならない。